

現代中国法における「四つの基本原則」と 思想・言論の自由

“The Four Basic Principles” And Freedom of Thought

And Speech in The Contemporary Chinese Law

石 塚 迅

はじめに

「階級が存在する社会において、言論の自由は具体的、相対的で、階級性を有し、抽象的、絶対的、超階級的ではない⁽¹⁾。」これは1981年に共産党機関誌『紅旗』に掲載された論文の一節で、1978年の民主化運動「北京の春」における魏京生氏ら民主活動家の言論の自由の主張に対する体制側からの事実上の反駁である。このフレーズは中華人民共和国における言論の自由の特性を説明する際にしばしば用いられ、今日においてもなお中国法学界の中で多数説であり続けている。そして、中国政府の立場を理論的に代弁する任務を担うのが法学界であるため⁽²⁾、中国政府の立場もおおむね上述法学界の多数説と同様であると考えるべきである。

中華人民共和国は1949年10月の建国以降、1954年、1975年、1978年、1982年にそれぞれ四つの憲法を公布している。歴代の各憲法は、国家の性質（国体）について定め、それにより国家権力（主権）の帰属・行使の主体としての「人民」を確定してきた。そして、「人民」の範囲に属さない「敵」に対しては、その権利を剥奪し独裁を行うという「敵・味方の理論」が採用されてきた。例えば、現行『1982年憲法』は第1条第1項において「中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とした人民民主主義独裁の社会主義国家である。」と国家の性質および「人民」について規定している⁽³⁾。また、憲法前文は、「搾取階級は、階級としてはすでに消滅した。」としながらも、他方で「階級闘争はなお一定の範囲において長期にわたって存在する。中国人民は、我が国の社会主義制度を敵視、破壊しようとする国内外の敵対勢力および敵対分子に対しては、闘争を続けていかなければならない。」と述べ、「敵・味方の理論」も堅持している。

この「敵・味方の理論」を堅持していく上で重要な原理となっているのが、現行憲法の前文に規定されている「四つの基本原則」である。「四つの基本原則」とは、「社会主義の道」、「人民民主主義独裁」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想」の堅持を指す。現在の中国においては、「四つの基本原則」が憲法に明記されていることにより、西欧的な思想の自由は憲法に規定されておらず、憲法理論上も認められていない。また、この「四つの基本原則」が言論の自由の制限根拠かつ制限基準とされている。換言すれば、「四つの基本原則」に対する政治的態度が敵・味方を選別する基準の一つなのである。

体制側はこの「四つの基本原則」の堅持をすべての公民の義務として位置づけ、民主活動家の体制批判言論を憲法に違反する行為として取り締まっている。他方、反体制派・民主活動家らはこの憲法に規定された「四つの基本原則」の存在こそが中国政府による人権侵害の根源であるとしてこれに批判を加えてきた。

本稿では、「四つの基本原則」の確立の背景と過程を概観した上で、それが言論の自由の保障と制限においてどのような位置を占めているのか、について、主として法理論的側面から考察を加え、中国における言論の自由さらには思想の自由の行方を展望したい。

一、言論の自由の限界についての学説と「四つの基本原則」

現在中国国内において発行されている憲法教科書・憲法概説書の多くは「四つの基本原則」を憲法総論の箇所であらわしている⁽⁴⁾。これは後述するように「四つの基本原則」が現行憲法全体を貫く指導思想・指導理念であるからである。これに対して、言論の自由について専門的に論じた論文や人権に関する概説書では、言論の自由の限界を論じている箇所であらわして「四つの基本原則」の語が登場する。例えば、最近出版された人権概説書には次のような記述がある。「我が国において、四つの基本原則は立国の本であり、憲法の根本的指導思想でもある。それは公民の言論の自由による全体的な方向と基準を提供している⁽⁵⁾。」

それでは、言論の自由の限界についての中国法学界の学説において、「四つの基本原則」は具体的にどのように位置づけられているのであろうか。また、それが言論の自由をめぐる議論にどのような影響を与えているのであろうか。

一般に、言論の自由の限界としては、現行『1982年憲法』第51条が言論の自由を含むすべての権利に対する総論的な制限規定として理解されている。同条は「中華人民共和国の公民は、自由と権利を行使するにあたり、国家・社会・集団の利益およびその他の公民の合法的な自由と権利を損なってはならない。」と規定している。一見、『日本国憲法』の「公共の福祉」を想起させるこの条項は、中国憲法における公民の権利および義務の本質とされる「権利と義務の一致の原則」、「個人の利益と国家・集団の利益の統一の原則」を体現する規定であるとされている。この条項により、個人の権利に対する国家・社会・集団の利益の優位が根拠づけられ、言論の自由に関しても、その保障よりも限界および制限の必要性が強調されるのである。

この条項は確かに言論の自由の制限根拠にはなりうるが、制限の基準としてはあまりにも漠然としており一般的すぎるように思われる。今日、中国の法学者もその点については認識しており、例えば、胡錦光、韓大元両氏は、憲法第51条について「総論的な制限の原則は言論の自由を制限する具体的基準に取って替わることはできない。…もしも具体的な言論自由の行為に対して、総論的な制限基準をもって判断すれば言論の自由は空文化されてしまうだろう⁶⁾。」と指摘する。また、駱偉雄氏も、簡単に第51条をもって第35条（言論等の自由）を限定してはならない、という。「もし、（憲法の条文を）具体化、明確化しなければ、…指導者の非民主的なやり方を助長することになる⁷⁾。」彼らの認識の背景には、「文化大革命」の期間に「文字獄」と称される恣意的な激しい言論弾圧が行われたことに対する深刻な反省がある。

そこで、法律上および理論上、言論の自由の限界を明確化し、その具体的基準を設定する点に、中国の法学者の注意が払われてきた。彼らはそうすることで言論の自由の保障を実質化しようと考えたのである。1980年代後半から、『出版管理条例』や『集会行進示威法』等、言論・表現の自由に関連する立法が相次いで制定されたが、これは、法律上出版や集会、示威等の自由の限界を明確化しようとしたことの表れであると捉えることができる。

理論面における言論の自由の制限については、以下のような諸説がある。

李步雲、徐炳両氏は、言論の自由の行使は他人と社会に対して責任を負わなければならない、したがって、言論の自由は絶対的な自由ではない、と述べる。そして、公民は、①国家に有害な言論、②四つの基本原則に反対する言論、③

社会に有害な言論，④他人を侮辱する言論という四種類の言論については公表してはならない，とする⁸⁹。言論の自由の行使が他人と社会に責任を負わなければならないという発想が上述した憲法第51条を意識したものであることは明らかである。

胡錦光，韓大元両氏は，言論の自由の制限を「公益上の制限」と「個人的利益からの制限」とに分ける。「公益上の制限」とは，主に国家機密を漏洩してはならないとか，他人を煽動して国家に反逆してはならないとかをいう。「個人的利益からの制限」とは，主として他人を侮辱，誹謗したりすることの禁止である⁹⁰。

顕明，国智両氏は，言論の自由について外在的と内在的という二方面からの制限を挙げる。外在的制限とは，言論はそれが言論行為である時のみ，言論の自由の保護を得られるというものである。言論の形式にかこつけて社会に直接危害を与える行為は，言論の自由行使の一般的特性を喪失し，言論の自由保護の範囲に属さず，法律の制裁を受けなければならない。内在的制限とは，言論の自由の行使は憲法が規定する自由権行使の規則を遵守しなければならないというものである。規則に違反して潜在的な社会的危害性を生じさせることは，言論の自由の濫用にあたる。さらに，両氏は「言論主体の主観的善意性と言論行為の客観的無害性は言論の自由の内在的要求である。」と述べる。「いわゆる善意性とは，主観的に国家社会および人民の利益に損害を与えることを目的としないことをいう。」「いわゆる無害性とは，社会的危害性を具えないこと，すなわち国家社会および人民の利益に損害を与えないことをいう⁹¹。」

言論の自由の限界を考察するにあたり，従来，言論をその内容によって区別し異なる対応をとるという考え方が中国法学界の通説であった。すなわち，それによれば，言論は国家（統治階級）に奉仕する言論，誤った言論，反動（反革命）言論の三種類に区別される。国家に奉仕する言論は問題なく憲法の保障を受ける。誤った言論は犯罪として処罰はされないが，教育，批判され，誤りを改めることが要求される。反動言論は憲法の保障の対象外であり，国家安全危害罪（反革命罪）として処罰される。

例えば，ある論文は言論の自由の限界を四つのレベルに分けて論じている。

第一のレベルは法律の限界である。これには，①刑法に触れる犯罪的言論，②憲法に違反する違憲的言論，③関連法規に違反するがいまだ犯罪を構成しな

い違法的言論が含まれる。第二のレベルは政治的限界である。それはブルジョア自由化の立場を堅持する言論を指す。このような言論は学術的言論ではなく政治的行為である。そして、それは反革命の宣伝煽動を目的とするものであり、犯罪を構成し、上述の第一レベルの限界に違反する。第三のレベルは思想的限界である。すなわち、ブルジョア自由化言論の影響を受けたことにより引き起こされた思想上の「四つの基本原則」堅持に対する懐疑と動揺を指す。これは、学習、反省、批判および自己批判等の手段により解決しなければならない。第四のレベルは学術的限界である。学術活動における学術的言論は憲法および法律の保護を受ける。学術的言論の中には、真理的な言論もあれば誤った言論もある。法律は非真理的な学術的言論の発表を許容しているが、それが批判を受けることをかばうことはできない。このような学術性の真理と誤謬の争いは、「四つの基本原則」を堅持する前提の下でのみ、百家争鳴の科学的方法を通じて解決され、学術的問題を政治的問題さらには法律的問題にまで、拡大し高めてはならない⁹⁰。

このように言論を区別し、違った対応をすることこそが、「敵・味方の理論」に基づく中国の言論の自由の特質そのものなのである。すなわち、階級性を有する言論の自由である。問題なのは、教育、批判の過程において解決する誤った言論と処罰の対象となる反動言論との区別が明確にされてこなかったことである⁹¹。この点について、今日の学説の多数は区別の大まかな判断基準として「四つの基本原則」の堅持を挙げている。

上述論文は、「学術的問題と政治的問題はしばしば区別が困難だが、両者は結局のところ根本的な区別を有する。」と述べる。「すなわち、ブルジョア自由化言論は主観的に『四つの基本原則』を否定し、あるいはこれに反対する故意を有する。しかし、誤った学術的観点は、思考過程、研究態度、研究方法上の失策により引き起こされた学術的な錯誤であり、客観的にブルジョア自由化の若干の観点と偶然に一致したにすぎないものである⁹²。」

顕明、国智両氏は、「言論内容の価値志向を言論行為の危害性を評価する根拠とすれば、客観を罪とすることを免れないし、言論の自由そのものの法則にも反する。」と述べる。そして、「公民の言論が常に正確であることは不可能である。…もし、正確な意見の発表のみを許し、誤った意見の発表を許さないなら、人々に意見を発表させないのと同じである」ことを理由に、「言論の自由

の意義が、もし真理の発見のためであるなら、言論の自由の中には真理と異なるものを含めるべきである。誤った言論は正しい言論の対立面として、正しい言論と共存するものであり、法律は正しい言論の発表を許容すると同時に、誤った言論の発表をも許容すべきである。既定の基準により誤っていると判断された言論の出現に寛容であるかどうか、言論が自由であるかを判断する基準である⁹⁰。」と主張する。彼らの観点には、西欧において言論の自由の重要性の根拠の一つとして挙げられる「思想の自由市場」的な発想を読みとることができ、一定程度注目に値する。

しかし、その一方で彼らも「現行の社会制度および国家制度に反対し、憲法が確定する四つの基本原則に反対する等の言論行為は、すべて悪意に言論の自由を濫用する行為である。」と断言する。彼らは誤った言論と反動言論の区別について、次のように論じている。「本質からいえば、反動言論は人民の根本的利益に対する否定であり、その表現形式は人民の根本的利益と意志を反映し代表する社会制度、国家制度および憲法の基本原則に対する攻撃と誹謗である。誤った言論は真理に違反する言論をいう。誤った言論においても、国家の基本制度および基本原則に違背する内容があるかもしれない。しかし、違背は承認を前提とし、それは一種の消極的不遵守・不適合の表現にすぎず、そこには、否定の積極的意志指向はない⁹¹。」

以上からわかるように、言論の自由の限界に関する議論においては、「四つの基本原則」がきわめて大きな比重を占めている。さらに、言論の自由の限界を画する基準が「四つの基本原則」であることは、法学界において言論の自由の限界を議論、検討すること自体が「四つの基本原則」の束縛を受けることを意味する。上述した諸説の背景にはそうした深刻な問題状況が存在することに留意する必要がある。

二、「四つの基本原則」の提起とその政治的展開

1. 「四つの基本原則」の提起とその淵源、背景

「四つの基本原則」は、1979年3月に党理論工作研究会において、当時党中央副主席・國務院副総理に任にあり実質的に国家の最高指導者であった鄧小平が提起したものである。この「四つの基本原則」における個々の用語はこれまでも使用されており、鄧小平自身も「この四つの基本原則は何も新しいもので

はなく、我が党が長期にわたって一貫して堅持してきたものである。『四人組』粉砕から3中全会に至るまで、党中央が実行した一連の方針、政策は、一貫してこの四つの基本原則を堅持するものであった⁹⁰。」と述べ、そのことを認めている。

そして、さらにその淵源は「四人組」逮捕（1976年）以前にまでさかのぼることができる。すなわち、言論・表現の自由に関していえば、毛沢東が1957年の「反右派闘争」時に発表した論文「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」において提起された「六項目の基準」が「四つの基本原則」ときわめて重複した内容を有している。毛沢東論文においては、①全国各民族人民の団結、②社会主義的改造と社会主義建設、③人民民主主義独裁の強化、④民主集中制の強化、⑤共産党の指導の強化、⑥社会主義の国際的団結と全世界の平和を愛する人民の国際的団結、に有利であるか否かが、当該言論が「正しいかどうか、はたして香花（芳しい花）なのか毒草なのかを見分ける」基準として掲げられていたのである⁹¹。

この「四つの基本原則」の提起の背景には、1978年後半から開始された民主化運動「北京の春」があった⁹²。1978年夏頃から、天安門広場に近い西単の壁に大字報が貼られ始め、自主刊行物も多く発行された。鄧小平が当初この運動に対して好意的であった⁹³ことが運動拡大の要因となり、運動は11月頃には大きな盛り上がりを見せた。そして、その内容も「文化大革命」の再検討、その犠牲となった人々の名誉回復の要求等から、次第に、民主化の実現、人権の確立、社会主義制度への批判等へとエスカレートしていった。特に、非公認の雑誌『探索』の編集人である魏京生氏は「五番目の近代化、民主主義およびその他」という論文を発表し、政府が提起した「四つの近代化（工業、農業、国防、科学技術）」に加えて民主主義を要求し、後に「北京の春」の象徴的存在となった。彼は論文の中で次のように主張した。「我々が経済、科学、軍備等の分野で近代化を望むなら、我々はまず自身の国民と社会を近代化しなければならないのだ。」「我々は民衆の生活を近代化したい。すべての人にとっての民主主義、自由、幸福が、近代化を推進する唯一の目的である。この『第五の近代化』がなければ、他のすべての近代化は新たな偽りに他ならなくなる⁹⁴。」そして、それらの要求の前提として、言論、出版、集会、結社の自由の実現が強く求められるようになった。例えば、魏京生氏は「雑誌『探索』発刊のことば」におい

て、その活動趣旨の第一に「本誌は、憲法が保障した言論・出版・集会の自由を根本の指導方針とすること」を掲げている⁹⁰。また、中国人権同盟も「中国人権宣言十九カ条」を発表し、その第1条で思想・言論の自由の実現を要求している⁹¹。

「四つの基本原則」の提起はこの民主化運動「北京の春」を封殺する意味を有していたのである。すなわち、それは急進的な民主、人権要求の言論に対する「限界点」の設定であった。この結果、「北京の春」は長くは続かなかった。1979年3月には、魏京生氏が反革命罪の容疑で逮捕され、北京市は西単の壁新聞の規制を開始し、やがて西単の壁自体が封鎖されたのである⁹²。

2. 「四つの基本原則」をめぐる政治的展開

その後、この「四つの基本原則」は、1981年の共産党第11期6中全会において「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議（歴史決議）」に盛り込まれ、さらに『1982年憲法』に書き入れられたことにより、共産党および国家の指導思想としての地位を確立した。その一方で、1978年12月に開催された党第11期3中全会では、「大規模な嵐のような大衆的階級闘争はすでに基本的に終了した」として「プロレタリアート独裁下の継続革命」論が放棄され、「民主と法制」の強化の方針が打ち出されていた。そして、共産党の工作の重点が「階級闘争」から「経済建設」に移行することを確定し、以後「改革開放」政策が強力に推進された。したがって、その間、「四つの基本原則」と「改革開放」のどちらに力点を置くかが政府・共産党および学術界の内部において共通の関心事項となった。

1986年9月に採択された「社会主義精神文明建設の指導方針に関する党中央の決議（精神文明決議）」には、「四つの基本原則」と「改革開放」が両論併記された。また、1987年の党第13回大会で提起された「一つの中心（経済建設）、二つの基本点」においても、「四つの基本原則」と「改革開放」が「二つの基本点」として対等の地位を与えられた。

この両者は相互補完的で矛盾しないといわれる。しかし、「改革開放」を徹底すれば、「四つの基本原則」それ自体をも改革の対象にせざるをえず、「四つの基本原則」を堅持すれば、「改革開放」は不徹底に終わらざるをえない⁹³。その意味で「精神文明決議」も「一つの中心、二つの基本点」も党内意見の対立

を反映しており、改革派と保守派の妥協の産物であったといえよう。そして、そうした矛盾、葛藤は「改革開放」が進展すればするほど顕著なものとなり、しばしば政治的対抗を生じさせ、政府・共産党内部における熾烈な権力闘争、さらには、政府・共産党に対する民主化運動の勃発となって顕在化した。例えば、1989年の「天安門事件」で失脚した趙紫陽党総書記は、1987年初めに党内の会議で「何が社会主義の道か、今、誰もはっきりいえない。」といい、「今後、四つの基本原則堅持は主として党の指導の堅持であって、その他の三つは提起しないか、少し提起するだけでよい。」と語っていたといわれ⁹⁵、他方、鄧小平は趙紫陽解任の理由として、「四つの基本原則」を堅持しなかったことを挙げていた⁹⁶。

三、現代中国法における「四つの基本原則」と言論の自由

1. 現行憲法の制定と「四つの基本原則」

1982年12月の憲法全面改正にあたっては、「『四つの基本原則』は人々の意志では左右されない歴史の発展法則を示すものであり、また、中国の幾億人民が長期の闘争を通じて行った決定的な選択でもある⁹⁷。」ことが宣言され、「四つの基本原則」が憲法の指導思想として位置づけられることが明確になった。

そして、すでに述べたように、「四つの基本原則」の提起は民主化運動「北京の春」を封殺する意味をも有していたため、以後この「四つの基本原則」が言論の自由の範囲を画する大ざっぱな基準とされた。

前掲『紅旗』論文は「四つの基本原則の擁護と堅持は、すべての公民が履行しなければならない義務であると憲法は規定している。反党・反社会主義の言論を發表することは、当然、許容されるものではない⁹⁸。」と述べている。「もし、ある人が言論の自由を口実にして、反革命言論を發表し、四つの基本原則の悪口をいってこれに反対し、人民民主主義独裁の政権および社会主義制度に危害を加えれば、法律の禁止および追究を受けるであろう。同時に、いかなる個人の自由・権利も、彼が公民として負担する義務と不可分である。我々の憲法は、公民が共産党の指導を擁護し、社会主義制度を擁護し、プロレタリアート独裁を擁護し、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の指導に従い、祖国を防衛する等の義務を有することを規定している。『自由』にこれらの義務を放棄すれば誰でも、享有すべき一切の自由・権利を取り消されるのである⁹⁹。」こ

のように、「四つの基本原則」の堅持を全公民の義務として、「権利と義務の一致の原則」をもちだすことにより、言論の自由の内容および行使の範囲を「四つの基本原則」の枠内に限定しているのである。さらに、これにより西歐的な思想の自由も憲法上明確に否定されるという構図になっている。

注意すべきは、すでに1982年の憲法改正前から「四つの基本原則」堅持を訴える法学論文がいくつか登場し、鄧小平が「四つの基本原則」を提起して以降、これが『1982年憲法』に書き込まれることは既定路線になっていたということである⁹⁰。前掲『紅旗』論文の公表は1981年であるにも関わらず、同論文が「四つの基本原則の擁護と堅持は、すべての公民が履行しなければならない義務であると憲法は規定している。」と記述していることはそのことを端的に示している。

また、1979年10月16日に行われた「魏京生裁判」では、検察官の起訴理由の中で「四つの基本原則」の語が使用されている。「一人ひとりの公民の言論の自由は…四つの基本原則の上での自由であり、それを擁護する自由があるだけで、それを破壊する自由はないのであります⁹¹。」そして、「魏京生裁判」の判決を報じた『人民日報』の社説も「四つの基本原則」という語こそ用いてはいないが、「何人もマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の指導を排除し、中国共産党の指導を排除し、プロレタリアート独裁の社会主義制度を覆そうとする罪悪活動を働くなら、それは憲法を破壊し、国家と人民の根本的利益に危害を加えることであり、すべて法律によって制裁を受けなければならない⁹²。」と論じている。

法学論文や『人民日報』が、「四つの基本原則」が憲法に規定される前にこれを国家の指導思想と位置づけていることはともかくとして、法の監督機関である検察官の起訴理由の中に「四つの基本原則」の語があるのは問題であろう。なぜなら、『1978年憲法』においては、検察官は公民が憲法と法律を遵守しているか否かについて検察権を行使すると規定されている（第43条第1項）。それにも関わらず、検察官は裁判の時点で憲法に規定されていない「四つの基本原則」を起訴理由の中に掲げているのである。このことは、中国で「法に基づく裁判」が行われているのかという疑念を生ぜしめる。

換言すれば、以上のような「四つの基本原則」をめぐる一連の政治的・法的経緯と議論は、「法に対する政治の優位」を示すものであり、憲法の「軽さ」

を表している。そして、それは言論の自由が政治的判断・配慮により恣意的に制限、抑圧される危険性につながってくる。

「四つの基本原則」を現行『1982年憲法』に明記しても、この弊害は依然として解消されない。なぜなら、「四つの基本原則」それ自体が本来政治的概念であり、法に対する政治の優位を担保する規定であるからである。ここでいう「政治」とは主として「共産党の指導」であり、「法」は憲法をも包摂する。すなわち、『1982年憲法』では前文および第5条において、すべての国家機関、武装力、各政党、各社会団体、各企業・事業組織は憲法および法律を遵守しなければならないと規定されている。この「各政党」の中には当然、共産党も含まれると解されており⁸⁹、一見、共産党は憲法体制の枠内にあるかのようにである。しかし、前文に「四つの基本原則」が明記され、その中核が「共産党の指導」である⁹⁰ことにより、「四つの基本原則」の解釈権を共産党が掌握し、共産党は実質的に超憲法的存在になっているのである。

2. 「四つの基本原則」をめぐる法的議論

政治界において「四つの基本原則」と「改革開放」との関係が問題になってように、法学界においても、「四つの基本原則」の提起以降、「四つの基本原則」と「思想の解放」との関係が問われた。「思想の解放」は鄧小平が繰り返し強調したもので⁹¹、やはり、党第11期3中全会で提起され、「改革開放」政策の柱の一つであった。

法学界において、最初に「四つの基本原則」が議論された時期は、それが提起されてから「歴史決議」に記載されるまでの間である。この間、「四つの基本原則」の解釈をめぐる、共産党内にも微妙な見解の相違が存在していたといわれる。すなわち、「四つの基本原則」の提起が党第11期3中全会の「思想解放」の路線と矛盾するのではないかという疑問が提起されたということである⁹²。

しかし、結局は次のような意見が大勢を占め、「歴史決議」に至った。

まず、「3中全会以降の路線、方針、政策は、我が党が新たな歴史的時期において、四つの基本原則を指導とし、建国三十一年来の経験を総括して、特に十年の動乱の教訓を吸収して制定したものであり、実践において証明された唯一正確な路線、方針、政策である。それらは四つの基本原則の新しい状況下で

の具体的運用と科学的表現である。そのため、3中全会の路線、方針、政策を貫徹することは、四つの基本原則を堅持することでもある。…3中全会の路線、方針、政策を逸脱することは、四つの基本原則を逸脱することでもある⁹⁰。」

その上で、「思想の解放と四つの基本原則の堅持は完全に一致したものである。」「一方では、思想の解放は四つの基本原則の指導の下で行われなければならない。」「他方では、継続して思想を解放して初めて四つの基本原則をよりよく堅持することができる。」「客観的事物は不断に発展、変化しており、法学領域の新しい情況、新しい問題も次々と現れている。我々は、不断に思想を解放し、新しい情況を研究し、新しい問題を解決する。現状に満足せず、既成の個別的結論にとらわれない。そうして初めて法学を生気盛んなものとし、四つの基本原則を不断に豊富にし発展させることができ、強大な生命力と無比の優越性を示すことができる。」

また、「四つの基本原則」は「百花斉放、百家争鳴（双百）」とも矛盾しない⁹¹。すなわち、「百家争鳴は、科学を發展させる正確な方針であり、またマルクス主義法学を發展、繁榮させる正確な方針でもある。」ただし、「もちろん、百家争鳴もまた四つの基本原則の指導の下で行われなければならない。…さもなければ、百家争鳴はブルジョア自由化になってしまうであろう⁹²。」

これに加えて、法学界においては、「四つの基本原則」に法規範性があるか、すなわちそれを掲げる憲法前文に法的効力があるか、についても争われてきた。この点については学説も錯綜しており、①憲法前文の法的効力否認説、②憲法前文一部法的効力説、③憲法前文の法的効力優位説、④憲法前文全文法的効力説等の諸説に分かれている。憲法学界の多数説は④で、憲法前文の全文が憲法全体の不可分の構成部分として、法的効力を有することを認めている⁹³。

以上から、次のような結論を導き出すことができる。まず、「四つの基本原則」は「思想の解放」および「百家争鳴」とは矛盾せず、「思想の解放」、「百家争鳴」は「四つの基本原則」の枠内で行わなければならない。また、「四つの基本原則」の堅持は単なる歴史的・政治的宣言ではなく、法規範性を見え強制的性質をもつ。したがって、「四つの基本原則」の堅持は中国公民の義務とされ、中国公民がこれに反対することは違憲行為となり許されないのである。

このように、「四つの基本原則」を否定、あるいはこれに反対することは許されないが、「四つの基本原則」提起の当初は、それを發展させその内容を豊

富なものにすることは許容されるとされた。例えば、前掲『紅旗』論文も「…人々が、現実生活の提供する新たな材料に基づいて、四つの基本原則の具体的内容に対し、新しい有益な見解を提起することを許容しないわけでは決してない。事実、四つの基本原則の具体的内容もまた実践の進展に伴って発展するものである。さもないとすれば、それはよりよく社会主義の経済的基礎に奉仕することができない⁴⁰。」と述べていた。

それゆえ、法学界でも1980年代後半の政治体制改革の主張と連動して「四つの基本原則」を否定はしないが、その見直しを主張するような論述がたびたび現れた。「四つの基本原則」が議論された第二の時期である。

例えば、于浩成氏は「四つの基本原則」の中の共産党の指導およびマルクス・レーニン主義と毛沢東思想は「国家制度の問題に属さないものであるから、憲法の前文においてのみ言及することができ、歴史的経験の叙述および政治的方向の宣言としてその中に書き入れる」べきであるとし、なおかつ、憲法前文には法的効力がないと論じた⁴¹。

このような主張は、やがて憲法全面改正の主張へと発展し、民主化運動とも結びついた。そして、こうした政治界・法学界における「四つの基本原則」をめぐる葛藤、対立は、1989年の民主派勢力に対する武力弾圧（「天安門事件」）により一応の決着をみた。

法理学理論界においては、「天安門事件」の直後、8月5日に司法部と中国法学界が共同で「法学の領域において四つの基本原則を堅持し、ブルジョア自由化に反対する」座談会を開催し⁴²、続いて、8月31日には中国法学会憲法学会研究会が「憲法学の領域において四つの基本原則を堅持し、ブルジョア自由化に反対する」座談会を開催した⁴³。特に後者の会議上で、于浩成氏らの観点は「ブルジョア自由化の傾向と表現」として厳しく批判、断罪された。すなわち、彼らは「四つの基本原則」の堅持を指導思想とする『1982年憲法』を否定した、とされた。そして、「四つの基本原則は我が国の憲法の根本原則であり、国家の立国の本であり、全国人民を団結させる政治的基礎である」ことが改めて確認されたのである⁴⁴。

これ以降、「四つの基本原則」については、それに対する反対、否定はもちろんのこと、その改革、見直しの提言もすべて基本的にタブーとなっているようである。この点に関連して、木間正道氏は「四つの基本原則とりわけその中

心をなす党の指導をめぐる問題は、現実の国家生活では憲法・法規範のレベルの問題をはるかにこえた核心的位置を常に占めていることを看過してはならないだろう⁹⁸。」と指摘している。第一章で概観、整理した言論の自由の限界に関する法学界の議論は、このような環境の下で展開されているものなのである。

3. 言論・表現の自由関連立法の制定と「四つの基本原則」

鄧小平が提起し『1982年憲法』の指導思想となった「四つの基本原則」は、言論・表現の自由に関連する法律法規の規定上にも色濃く反映されている。

まず、「四つの基本原則」の提起と相前後して1979年7月に『刑法』が公布された。『刑法』は、第1条において「中華人民共和国刑法は、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を指針とし、…我が国各民族が、プロレタリアートが指導する労農同盟を基礎とする人民民主主義独裁、すなわちプロレタリアート独裁を实行することと社会主義革命、社会主義建設を進める具体的経験および実際の情況とを結合させて制定する。」とその指導思想を規定した。そして、第2編「各則」の第1章には「反革命の罪」がおかれた。第90条が「プロレタリアート独裁と社会主義制度の転覆を目的とし、中華人民共和国に危害を与える行為」を反革命罪と定義し、以下、第91条から第102条まで反革命罪の客観的行為、対応する処罰基準が示されていた。その中で、第102条が反革命煽動罪であり、これは言論行為自体を処罰する条文であった。

なお、『刑法』は1997年3月に改正された。この改正で『刑法』の指導理念から「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想」の文言が姿を消し、「反革命罪」は「国家安全危害罪」にその名称が変更された。これは法律からの「政治性」の後退という点において一定程度注目に値する。

次に、すでに述べたように「天安門事件」以降、法学界において「四つの基本原則」が憲法の指導思想であると再確認された。これと前後してあるいはこれ以降に制定されたいくつかの言論・表現の自由に関連する法律法規には、表現の自由を行使する際「憲法に確立された基本原則に反対」してはならないという文言がみられる⁹⁹。ある解説書は「憲法に確立された基本原則」として、「四つの基本原則」、「社会主義民主の原則」、「社会主義法制の原則」、「国家の統一と民族の団結の原則」を挙げているが¹⁰⁰、その中心が「四つの基本原則」であることは容易に想像がつく。

四、「四つの基本原則」の克服と言論の自由の保障の実質化

1991年11月、中国政府は「中国の人権状況⁶⁹」という白書（人権白書）を発表した。その中では、中国人民と政府は「人権を勝ち取ることを自らの目標」とし、「人権の十分な実現」は依然として中国人民と政府の「長期にわたる歴史的任務である」と述べられている。また、1997年に開催された党第15回大会の江沢民報告⁶⁹においては「社会主義法治国家の建設」という表現が提起され、それは1999年3月の憲法改正において憲法に明記されるに至った。中国政府が「人権」概念を容認し、「法治」を国家の政策目標としたことはそれ自体評価してよいものである。このことが言論の自由のさらなる保障につながることはいうまでもない。

しかし、看過してはならないことは、他方で「人権白書」も党第15回大会の江沢民報告も「共産党の指導」を繰り返し強調し、それを人権・法治の実現の前提としていることである。「共産党の指導」をその中核とする「四つの基本原則」が言論の自由の保障の実質化の障害となり、それを妨げているということはすでに指摘してきている通りである。そして、1999年3月の憲法改正では「鄧小平理論」の堅持が「四つの基本原則」の内容として新たに憲法に書き加えられた。

1989年の「天安門事件」以降、海外に在住する于浩成氏は、「四つの基本原則」に対し厳しい批判を繰り返している。彼は、共産党が「鄧小平理論」を全党の指導思想として党綱領に書き入れたことは共産党自身のことであるから是認できるが、これを国家の指導思想として憲法に書き入れ、その堅持を全公民の義務としたことは不適當である、と論じる。その理由として次の三点を挙げている。

まず、これは現代民主政治の思想の自由の原則に反する。すなわち、主義、思想、理論のようなイデオロギーのたぐいを憲法に書き入れることは、実際上、一政党の指導者の思想を「国教」として尊奉することである。このようなやり方は、かつてのスターリンや毛沢東の「個人崇拜」に回帰するものである。

次に、「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、鄧小平理論」の内容そのものがはっきりしない。それが結局のところ何を指すのか、共産党員でさえ往々にしてはっきりいえない。共産党の歴史を回顧すれば、党内の政治（理論、路

線、方針、政策)闘争の中で、勢いを得た指導者の主張は「マルクス主義を継承し発展させたもの」として賞賛され、勢いを失った指導者の主張は「マルクス主義に違背する修正主義」として非難されてきたのである。

さらに、人名を憲法に書き入れるべきではない。現行憲法前文の中にはすでに外国人マルクス、レーニンおよび中国人孫文、毛沢東の名前が列記されており、今回の改正で鄧小平の名前が書き入れられる。憲法は人物伝記あるいは歴史教科書ではなく、碑銘あるいは墓誌でもない⁶⁹。

これに対して、前述したように、現在の中国国内においては「四つの基本原則」を正面から否定することは不可能である。しかし、「四つの基本原則」が人権・法治の実現の障害となりうるという点について、法学者は全く無頓着というわけでもないように思われる。この点について、二つのアプローチがある。

一つめは、思想の自由を主張することにより「四つの基本原則」の克服を目指す国家行政学院指導学部杜鋼建氏のアプローチである。

彼も、その中国大陸で発刊された論著の中で、直接「四つの基本原則」の見直しに言及することはない⁷⁰。しかし、彼は西欧的な価値相対主義と伝統的な儒教思想を結合、調和させた独自の人権理論を積極的に展開している。以下、彼の主張を概観したい。

まず、彼は「中国の人民は、自己の主張を推し進める際、その他の主義の存在、とりわけ自己の主義と相容れない主義を許容することができない。」と指摘する。そして、こういった風潮を「人権ニヒリズム(人権虚無主義)」と称し、その克服のために「人権主義」を提唱している。「人権主義」の特徴として彼が挙げているのは、①個人本位主義、②価値相対主義、③平和的な抵抗主義である⁷¹。

このような「人権主義」は自由な思想・言論の実現を要求する。「人権主義は、憲政の軌道において、異なった価値観や世界観がそれぞれ併存し平和的に競争することを提唱する。人々が価値観や世界観をいかに選択するかは、実践理性の能力の向上に依存する。人権主義は、法律的手段を用いて、人々に何かを信じさせたり、または信じさせないことを強要することに反対する。思想・信仰および言論の自由は十分に保障されなければならない⁷²。」

また、彼は価値相対主義の基本的精神は寛容を求めていることを理由に、しばしば「価値寛容主義」という語を用いて、思想・言論に不寛容な中国の社会

を批判している。「人間はまず人間として取り扱われなければならない。その価値の指向がいかなるものであるかを問わない。人権は価値相対主義が達成しようとする目標であり、価値相対主義が擁護しようとする最も重要な価値観念でもある⁸⁹。」「中国における法文化の伝統は百余年にわたる震動と衝撃を経てきたが、依然として価値絶対主義の雰囲気から抜け出していない。中国における法文化に欠如しているのは、寛容と開放の精神である。…思想の解放と言論の開放、および異なった価値観念と価値主張の存在を許容すること、これらは価値寛容主義の基本的要求である。このような要求は中国における伝統的な法文化の主導精神と衝突するものである。…思想の抑圧に反対し、言論の開放を要求すること、このような価値相対主義の精神に合致する主張は、伝統的な法文化の中で主導的な地位を占めてはいないが、それは伝統的な法文化の改造および転換を可能とする基礎なのである。『心にあるものは口を以て話す。民衆の口を防ぐのは川を防御するより難しい（存之於心、宣之於口、防民之口、甚於防川）。』⁹⁰」

他方で、彼は中国の儒学思想にも人権概念の萌芽があることを指摘し、儒学が最も早く「思想、良心の自由」と「人格の尊厳」を提唱したものと位置づけている⁹¹。

彼は「人権主義」の思想的淵源を儒学の仁学思想に見出している。「仁学の思想は、『論語』およびそれによって導かれた中国伝統文化において、最も注目すべき恒久性と普遍的意義を具えるものである。」この仁学思想は「仁道」、「恕道」、「義道」、「政道」という四つの部分から構成され、それらは伝統的仁学の四つの基本原則であるといえるとする。その上で、彼は伝統的仁学に外来の科学的思想を結びつけた「新仁学思想」を提唱する。新仁学思想は四つの主義を包含しており、それは「人権主義」、「寛容主義」、「抵抗主義」、「新憲政主義」である。これらが新しい仁学の四つの基本原則であるとする。そして、「仁道」、「恕道」、「義道」、「政道」という伝統的仁学における四道は、それぞれ「人権主義」、「寛容主義」、「抵抗主義」、「新憲政主義」という新しい仁学における四主義と対応している。四道において、「仁道」は最も根本的なもので、三道はいずれも「仁道」に源がある。四主義の中で、「人権主義」は最も根本的なものであり、他の三主義はいずれも「人権主義」に源をおいている⁹²。彼が伝統的仁学の四道と新しい仁学の四主義を現行憲法の「四つの基本原則」に

対応、代替させようと意図していることは明らかである⁸⁹。

言論・思想の自由との関連においては、特に「恕道」が重要である。杜鋼建氏は『『恕道』は、中国における古代寛容主義理論の重要な形式と範疇である。』とし、「恕道」思想の重要な内容として、「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」と「和」を挙げる。「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」とは、「主に統治権力に対して訴えるものであって、統治者は人民に対して彼らにとって不利益なことを強制してはならないことを強調する。」一方、「『和』は、寛容主義の基礎的な思想であり、その理論性を高度に体現したものである。…『和』の本義は、寛和を重視することであり、それを『同一』と理解してはならない。人々には思想上において必然的に相違があるので、異なった思想を有している人に対して、『同』を求めてはならないが、『和』を求めることはできる。…社会秩序の安定は、同一を強く求めることによるべきではなく、ただ『和而不同（和して同じからず）』によるべきである。…多様性および個性の存在と発展を保障することは、社会の調和的な発展の前提条件である⁹⁰。」

このように価値寛容主義を強調する杜鋼建氏が主張する「思想の解放」は、もはや前述したような「四つの基本原則」の範囲内での「思想の解放」ではない。「個人の尊厳」理念を基礎とする特定のイデオロギーの束縛を受けない思想の自由の主張である。

事実、彼は中国憲法においていまだ規定されていない思想の自由を要求している。「思想の自由権制度を確立することは、現代世界憲法の発展の重要な趨勢である。我が国の憲法も、未来の発展の中で、このような時代の進歩的潮流に適応しなければならない。そのため、将来の憲法改正の際、思想の自由を明確に憲法に書き入れ、相応してこの分野の条文および規範を改正、強化すべきことを提案する。」彼は思想の自由の重要性と必要性について次の四点を挙げる。①思想の自由は、人の尊厳を維持する基本的条件である。②思想の自由は、人類の文化の進歩を促進するのに有利である。③思想の自由は、社会秩序の安定および政治的統治の強化にも役立つ。④思想の自由は、民主的政治の重要な前提および基本的な指標である⁹¹。

同様に、思想の自由を主張しているのが胡偉希氏である。胡偉希氏は「民主政治」の発展との関わりに思想の自由の重要性を見出している。彼は「民主政治」の実質として、「法治」と「政治への普遍的参与」を挙げる。

『法治』とは『憲法をもって国を治めること（依憲法治国）』であり、ゆえに、公民の思想の自由を保護することは、『法治』という課題の中にあるべき意義である。」「政治への普遍的参与は、公民の政治および社会問題に対する普遍的関心と遊離してはならない。このような政治および社会問題に対する関心は『思想の自由』をその前提および先決条件とする。ましてや、現代社会において、『民主政治』は普遍的に『代表制』を採用しており、『民選』の代表に対して監督をなし、その権力濫用を防止するために、『思想の自由』は最も強大かつ有力な武器の一つとなるべきである。公民が政府行為の運営を十分に理解し、政府に対し各種の批判や意見を自由に発表することが可能となった時に、初めて『民主政治』の『有限政府』の観念は実りあるものとなるのである。」そして、「認識すべきことは、現代社会はもともと一つの多元かつ『異質』の共同体であり、異なる声と意見は恐れるべきことではないだけでなく、正常なものであるということである。『民主社会』の活力もまさにここに表現されるのである⁸⁰。」と述べ、やはり中国政府の寛容を要求している。

これに対し、憲法における「四つの基本原則」の堅持を公民の義務よりもむしろ国家機関・共産党の義務と位置づけることにより、「四つの基本原則」と人権・法治の実現との間に存する矛盾を克服しようとする郭道暉氏のアプローチがある。彼の理論構成の特色は、共産党が憲法から遊離し憲法を凌駕する存在となっていることを危惧し、これを憲法体制の枠内に組み込むことを企図する点にある。

まず、彼は「憲法の意義は人民の権力と権利を確認、保障し、『制約を受ける政府を規定』するところにある。」とした上で、「(中国の)これまでの政府は実際上共産党が指導し執政したものであった。…憲法の『前文』および『総綱』の中に規定された基本国策および治国方略の大部分は中国共産党の現段階における政治綱領であり、それはまた党の綱領の憲法化であるともいえる。党は党綱領を用いるだけでなく、憲法によって自己の行為を規制しなければならない。」と共産党の自己抑制を強調する。そして、「『四つの基本原則』は中国の立国の本、治国の道として、もとよりいかなる人もこれに違反してはならない」ことを確認しながらも、「しかし、中国の歴史の教訓は、これら基本原則を改変し破壊する権威と能力を最も有するのが執政党であることを証明している。」と述べ、共産党の権力濫用の危険性を指摘している。

他方で、「一般の公民については、彼らは全体としての『人民』や執政党としての共産党およびその指導幹部とは異なり、直接国家権力を掌握する『治国』の主体ではない。」よって、一般の公民には、政治上「四つの基本原則」に反対したりこれを破壊してはならないということが要求されるだけであり、「すべての公民が『四つの基本原則』をもって自己の一切の行為および私人の活動を指導することは要求しない。」と論じている。

彼は「この『四つの基本原則』を憲法に組み入れ、憲法準則にまで高めたことは、もとより、国内外の敵対勢力が我々国家政権を転覆する陰謀活動を抑制するためであるが、同時に、執政党自身がこれらの原則を逸脱し、党および人民に再び災難の結果をもたらすことを防止するためでもある。」と結論づけている⁸³。

郭道暉氏は『中国法学』誌の前総編輯であり、中国憲法学界の主流派の一人と目されている。体制派法学者の中でこのような主張が提起されたこと自体が注目に値しよう。

おわりに

1998年は「思想解放」二十周年であり、各地でそれを記念する行事が開催されたという⁸⁴。同年に出版された『交鋒⁸⁵』は「思想の解放」をめぐる党内闘争の内幕を描き話題となった⁸⁶。同書は、「文化大革命」以降、中国においてこれまで三度の「思想の解放」があったとし⁸⁷、それらを高く評価している。

確かに、かかる「思想の解放」が「改革開放」政策を促進し、中国経済の飛躍的發展をもたらしたという一面は否定できない。また、言論の自由についても、「思想の解放」が「毛沢東の片言隻語を墨守する従前の硬直した思想に対し、言論の活性化を図る上で一定の作用を果たしたことは承認しよう⁸⁸。」とする木間氏の見解に筆者も同感である。

しかし、言論の自由の保障との関係でかかる「思想の解放」には限界があることは本論で指摘した通りである。すなわち、「思想の解放」は「四つの基本原則」の範囲内で行われなければならない。「四つの基本原則」は法に対する政治の優位、憲法に対する「共産党の指導」の優位を担保する規定であり、これが西欧的な思想の自由を否定し、言論の自由の限界についての法的議論を困難にし、言論の自由の制限における解釈の恣意性を生んでいるのである。

小口彦太氏は「天安門事件」以降の中国法学界について『『四つの基本原則』を墨守せんとする守旧派と『ブルジョア的自由化思想』を展開する政治体制改革派がせめぎあっている』と分析し、その「政治体制改革派」の論調を精緻に紹介している⁹⁸。確かに、「政治体制改革派」は人権の普遍性、権力の分立の重要性等を主張し、その潮流は一定の範囲で影響力を拡大しつつある。しかし、そういった議論も「四つの基本原則」の範囲内で行われているにすぎないのであり、「四つの基本原則」自体の否定ではない点に注意しなければならない。

現在の中国国内において「四つの基本原則」を理論上克服しようとする主張は、全く皆無ではないが、本論で紹介した杜鋼建氏、郭道暉氏らごくわずかにすぎず、克服への道のりははるか遠い。法理論上でさえそのような状況であるため、実践における克服はなおさら困難であるといわざるをえない。

季衛東氏は、江沢民がしばしば重要な会議上で「政治の重視」を強調している点を指摘し、『政治の重視』とは党の優位性の主張であり、人治主義の継続の訴えに他ならない⁹⁹。』と批判を加えている。1999年3月の憲法改正で「社会主義法治国家の建設」という文言が憲法に書き加えられたが、それが「共産党の指導」を前提とするものであるということもすでに述べた。そのことを証明するかのようになり、2000年に入り共産党は「三つの代表」という政治的キャンペーンを開始した。「三つの代表」とは、共産党が中国の①先進的生産力の発展の要求、②先進的文化の前進の方向、③最も広範な人民の根本的利益、を代表するという意味で、このキャンペーンが「共産党の指導」に対する反対意見への締め付けにつながることが懸念されている¹⁰⁰。また、1998年秋には、前述した胡偉希氏らの論文を掲載した著作『政治中国』が再販禁止処分を受けたと報じられた¹⁰¹。

杜鋼建氏は次のように述べている。「中国の改革開放は新たな変革期を再度もたらし、改革開放の経済領域から政治・法律・文化領域への深化、発展は、さらなる思想の解放と言論の開放を求めている。真の思想解放は、言論の自由と一つに結びついたものである。もし、一方で思想の解放を大々的に提唱しながら、他方で言論を継続して抑圧するのであれば、思想は結局のところ解放されることはないであろう。文化大革命以降、思想が一度ある程度解放されたのは、言論を抑圧する現象が文革期と比べ少なかったことによる。過去数十年において、思想の解放は何度か深刻な妨害を受けてきたが、その原因は、言論を

抑圧する悪質なやり方が繰り返し演ぜられ、その使い古された手法が改められなかったところにある。思想の解放を空談して言論の開放に口を閉ざしているというような、思想と言論を分割させる現象が広く存在している。このような現象がもし克服されなければ、思想解放運動は必ずや流産してしまい、改革開放は結局のところ奇形なものとなるであろう⁹⁹。彼は「思想の解放」には「言論の開放」が不可欠だという。そして、その逆の命題もまた成り立つ。すなわち、思想の自由を認めなければ、言論の自由の保障の実質化は図れないということである。おそらく、杜綱建氏もそのことは認識しているはずである。

(注)

- (1) 葉子「有絶対的言論自由嗎?」『紅旗』1981年第7期 31頁。
- (2) 中国において、基本的に法学者は体制側の人間といわれている。「(法学)研究者の仕事は主に党の決定を普及・宣伝することであり、それを自由に批判することは許されない。」(西村幸次郎『現代中国の法と社会』(法律文化社)1995年 はしがき3頁)
- (3) 国家の性質についての詳細な分析は、西村幸次郎『中国憲法の基本問題』(成文堂)1989年 35頁以下参照。
- (4) 例えば、呉家麟主編『憲法学』(群衆出版社)1992年 66頁以下、董成美編著/西村幸次郎監訳『中国憲法概論』(成文堂)1984年 35頁等参照。
- (5) 谷春徳・鄭杭生主編『人權：從世界到中国』(党建誦物出版社)1999年 411頁。
- (6) 胡錦光・韓大元『中国憲法の理論と實際』(成文堂)1996年 215頁以下。
- (7) 駱偉雄「言論自由の若干法律問題」『法学(滬)』1989年第2期 9頁。
- (8) 李步雲・徐炳『權利和義務』(人民出版社)1986年 63頁。
- (9) 胡錦光・韓大元『当代人權保障制度』(中国政法大学出版社)1993年 109頁以下。
- (10) 顯明・国智「言論自由的法律思考」『法学(滬)』1991年第8期 7頁。
- (11) 尤俊意「言論罪錯の四個界限」『社会科学報』1990年7月26日。
- (12) この論点は、反革命煽動罪(現行の国家安全危害罪)の構成要件においてもしばしば論議されてきた。李步雲・周元青「法律与自由」『紅旗』1981年第22期 17頁以下、梁華仁「反革命罪とは何か」(鈴木敬夫編訳『中国の死刑制度と労働改造』(成文堂)1994年 135頁以下)等参照。
- (13) 尤俊意・前掲論文。
- (14) 顯明、国智・前掲論文 6頁以下。
- (15) 顯明、国智・前掲論文 8頁。
- (16) 「堅持四項基本原則(1979年3月30日)」『鄧小平文選』第2巻(人民出版社)1983年 165頁。
- (17) 「關於正確處理人民内部矛盾的問題(1957年)」『毛沢東選集』第5巻(人民出版社)1977年 393頁。
- (18) 「北京の春」から「四つの基本原則」提起までの政治的過程については、小島朋之『摸索する中国』(岩波新書)1989年 58頁以下、田畑光永『鄧小平の遺産』(岩波新書)1995年 52頁以下等参照。
- (19) 鄧小平は、1978年12月の党中央工作會議において「大衆が意見を提起したことは許されるべきだ。…革命政党にとって、恐ろしいのは人民の声が聞こえないこと、最も恐ろしいのはしんと静まり返っていることである。」等と発言している(「解放思想, 实事求是, 團結一致向前看(1978年12月13日)」

- 前掲『鄧小平文選』第2巻 144頁以下。
- 020 魏京生「五番目の近代化、民主主義およびその他」(魏京生著／鈴木主税訳『勇気一獄中からの手紙』(集英社)1998年 226頁, 228頁)。
- 021 魏京生「雑誌『探索』発刊のこぼし」『探索』創刊号(尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言』(日中出版)1980年 3頁)。
- 022 中国人権同盟「中国人権宣言十九カ条」(尾崎庄太郎訳・前掲書 132頁)。
- 023 「壁新聞等規制に関する北京市革命委員会の通告」, 「「西単の壁新聞」について」, 「北京市内における壁新聞掲示に関する暫定規則」(尾崎庄太郎訳・前掲書 214頁以下)。
- 024 小島朋之・前掲書 160頁。
- 025 『人民日報』1989年7月22日(小島朋之・前掲書 198頁に引用されている)。
- 026 「我們有信心把中国的事情做得更好(1989年9月16日)」『鄧小平文選』第3巻(人民出版社)1993年 324頁。
- 027 彭真「中華人民共和國憲法改正草案についての報告(1982年11月26日)」『北京週報』1982年 No.50 12頁。
- 028 葉子・前掲論文 34頁。
- 029 葉子・前掲論文 33頁。
- 030 1980年に鄧小平は「…この四つの基本原則については、堅持しなければならず、いかなる人がこれに動揺を加えることも許してはならない。そして、適当な法律の形式をもってこれを確定しなければならない。」と述べている(「貫徹調整方針, 保証安定団結(1980年12月25日)」前掲『鄧小平文選』第2巻 358頁)。
- 031 尾崎庄太郎訳・前掲書 61頁。
- 032 「反革命犯は断固処罪せよ」『人民日報』1979年10月17日(尾崎庄太郎訳・前掲書 223頁以下)。
- 033 李步雲著／西村幸次郎・永井美佐子共訳「憲政と中国」『阪大法学』第46巻第3号 202頁。
- 034 「貫徹調整方針, 保証安定団結」前掲『鄧小平文選』第2巻 358頁。
- 035 「解放思想, 实事求是, 団結一致向前看」前掲『鄧小平文選』第2巻 140頁以下。
- 036 この点については、鄧小平も意識している(「目前的形勢和任務(1980年1月16日)」前掲『鄧小平文選』第2巻 256頁)。
- 037 王群「堅持四項基本原則は法学工作者的戦闘任務」『法学研究』1981年第3期 1頁以下。
- 038 「四つの基本原則」と「双百方針」との関係について、西村幸次郎・前掲書 注(3) 143頁参照。
- 039 王群・前掲論文 6頁。
- 040 議論の詳細については、胡錦光, 韓大元・前掲書 注(6) 42頁以下参照。
- 041 葉子・前掲論文 34頁。
- 042 于浩成「法学領域十年來の重大論争和教訓」『法学(滬)』1989年第3期 3頁以下。
- 043 「在法学領域堅持四項基本原則反對資產階級自由化」『中国法学』1989年第5期 5頁以下。
- 044 「四項基本原則は憲法的根本指導思想—中国法学会憲法研究会座談会総述」『中国法学』1989年第6期 124頁以下(邦訳として、西村幸次郎・前掲書 注(2) 78頁以下)。
- 045 前掲「四項基本原則は憲法的根本指導思想」59頁, 124頁(西村幸次郎・前掲書 注(2) 78頁以下)。
- 046 小口彦太・木間正道・田中信行・國谷知史『中国法入門』(三省堂)1991年 76頁(木間執筆部分)。
- 047 例えば、『集会行進示威法』(1989年10月公布)第13条, 『出版管理条例』(1997年1月公布)第25条等。
- 048 趙向陽『集会遊行示威法基本知識』(知識出版社)1992年 18頁以下。
- 049 國務院新聞弁公室「中国の人権状況」(董雲虎主編『中国人権白皮書総覧』(新華出版社)1998年

1頁以下)。

- 50 江沢民「高舉鄧小平理論偉大旗幟，把建設有中國特色社會主義事業全面推向二十一世紀」『求是』1997年第18期 2頁以下(邦訳として、江沢民「鄧小平理論の偉大な旗印を高く掲げて、中国の特色をもつ社会主義を建設する事業を全面的に二十一世紀に推し進めよう(1997年9月12日)」『北京週報』1997年 No.40 8頁以下)参照。
- 51 于浩成「法治其名，党治為実—中共第三次憲法修正案評析」『北京之春』1999年4月号(総第71期)6頁以下。
- 52 杜鋼建氏は台湾で出版された自著の中では「四つの基本原則」を批判している(杜鋼建『基本人權論—論中國大陸之人權』(洪業文化)1997年 4頁)。
- 53 杜鋼建「關於人權主義若干問題的思考」『蘭州學刊』1992年第5期 6頁以下(邦訳として、鈴木敬夫編訳『中国の人権論と相対主義』(成文堂)1997年 146頁以下)。
- 54 杜鋼建・前掲論文 注(53) 11頁以下(鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 157頁以下)。
- 55 杜鋼建「価値寛容主義と東亜社会経済改革と法文化発展」『蘭州學刊』1993年第1期 38頁(邦訳として、鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 116頁)。
- 56 杜鋼建・前掲論文 注(55) 39頁以下(鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 119頁以下)。
- 57 「儒教的人権論」の評価については賛否が分かれており、なお検討の余地があろう(R・ランドル・エドワーズ、ルイス・ヘンキン、アンドリュー・J・ネイサン著/斉藤恵彦・興梠一郎訳『中国の人権』(有信堂)1990年 169頁以下、182頁以下、土屋英雄編著『中国の人権と法』(明石書店)1998年 34頁以下等参照)。「儒教的人権論」自体の是非はともかく、本稿では、杜鋼建氏が「儒教的人権論」を用いて、暗に「四つの基本原則」を批判し、「思想の自由」を要求している点にのみ注目しておきたい。
- 58 杜鋼建「《論語》四道与新仁学四主義」『天津社会科学』1993年第6期 51頁以下(邦訳として、鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 215頁以下、235頁以下)。
- 59 杜鋼建氏は、人民民主主義独裁については明確に「将来、条件が成熟した際、『人民民主主義独裁』の表現を『人民民主主義憲政』あるいは『社会主義憲政』に変更することを建議する。」と述べている(杜鋼建「従專政到憲政—紀念現行憲法頒行十周年」『浙江學刊』1992年第3期 39頁)。
- 60 杜鋼建・前掲論文 注(58) 52頁以下(鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 221頁以下)。
- 61 杜鋼建「思想自由権的制度和理論比較研究」(憲法比較研究課題組編『憲法比較研究文集2』(中國民主法制出版社)1993年 370頁以下)。
- 62 胡偉希「思想自由与民主政治」(董郁玉・施浜海編『政治中国—面向新体制選擇的時代』(今日中国出版社)1998年 121頁以下)。
- 63 郭道暉「法治入憲的特別意義」『法學(滬)』2000年第2期 2頁以下。
- 64 林良旗・戴小華「思想解放を堅持しよう—改革・解放二十周年を記念して」『北京週報』1998年 No.24 9頁以下。
- 65 馬立誠・凌志軍『交鋒—当代中国三次思想解放実録』(今日中国出版社)1998年(邦訳として、馬立誠・凌志軍著/伏見茂訳『交鋒』(中央公論新社)1999年)。
- 66 「党内闘争，内幕本が話題」『朝日新聞』1998年5月8日。
- 67 第一次解放は1978年の「真理基準論争」，第二次解放は1992年の鄧小平の「南巡講話」，第三次解放は1997年の党第15回大会における江沢民報告である。
- 68 木間正道『現代中国の法と民主主義』(勁草書房)1995年 37頁。
- 69 小口彦太「中国における「法治」の現状」『法律時報』62巻12号(1990年)70頁。
- 70 季衛東「民主化のカギ握る人治から法治への転換」『Ronzza』1997年5月 74頁以下。
- 71 「中国，新たなキャンペーン」『朝日新聞』2000年5月17日。
- 72 「《政治中国》被禁再販」『東方時報』1998年11月11日。

73 杜鋼建・前掲論文 注(55) 40頁(鈴木敬夫編訳・前掲書 注(53) 120頁以下)。

※関連論文として以下の拙論を参照。

- ・「中国における言論の自由の特質と「憲法的伝統」」『一橋論叢』第124巻第1号(2000年7月号) 171～186頁。
- ・「中国における言論・表現の自由関連立法の構造とその問題点—「社会主義法治国家」との関わりにおいて—」『一橋研究』第25巻第2号(2000年7月) 151～171頁。
- ・「中国における「反革命罪」の名称変更と言論の自由」『現代中国』第74号(2000年9月) 222～231頁。